

農業委員会法改正について

平成 27 年 9 月
農林水産省

農業委員会法改正の全体像

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにする

農業委員会

農業委員会業務の重点化

- 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化

農業委員の選出方法の変更

- 地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設

都道府県農業会議・全国農業会議所

農業委員会のサポート組織として機能を強化

- 一般社団法人に移行し、都道府県及び国が、農業委員会ネットワーク機構として指定

農業委員会の改革①（業務の重点化）

農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を強力に進めていくために

現在

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

【任意業務】

- ② 担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消

- ③ 法人化その他農業経営の合理化

- ④ 農業等に関する調査及び研究

- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供

- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮詢への答申

任意業務から
必須業務に
位置づける

改革の方向

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

- ② 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進

【任意業務】

- ③ 法人化その他農業経営の合理化

- ④ 農業に関する調査及び情報提供

農地利用の最適化に関する施策について、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

法的根拠がなくて
も行えるため、法
令業務から削除

農業委員会の改革②（農業委員の選出方法の変更）

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために

現在

○選挙制と市町村長の選任制
(議会・団体推薦)の併用

- ・実際に選挙が行われているのは約1割のみ
- ・兼業農家は選挙委員の約4割

改革の方向

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする。
- 過半を原則として認定農業者とする。
- 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。
- 女性・青年も積極的に登用する。
- 農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とする(後述の農地利用最適化推進委員を置かないところを除く。)

市町村長は、推薦・公募を実施

市町村長は、推薦・公募の情報を整理し、公表

市町村長は、推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成

市町村議会が同意

市町村長が任命

農業委員会の改革③（農地利用最適化推進委員の新設）

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために

現在

- 農業委員が、それぞれ
 - ① 農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と
 - ② 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」の両方を実施。
- ②の現場活動が必ずしもうまくいかず、耕作放棄地が増加したり、担い手への農地利用の集積・集約化が円滑に進まないことがある。

改革の方向

- 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置。
農業委員と推進委員は密接に連携。
- 推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
- 推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

具体的な業務

- ・ 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
- ・ 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ・ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ・ このため、農地中間管理機構と密接に連携

選出方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施

農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表

農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重

農業委員会が委嘱

* 手続の詳細はP4参照

